② 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

ア 対象工事について、次のａからｃの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ａ 施工確認段階

ｂ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ｃ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

イ 上記５の⑰の②のアに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

ウ 上記５の⑰の②のアに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ａ 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の別の新規工事に係る入札参加を制限する。

ｂ 対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑰の②のイと同様の措置を講ずる。

⑱ 出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑲ 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ikuro Toyoda, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : The 2 construction works of Primary period of construction works for Rokugou land exchange and land readjustment, Land readjustment project related to Sendaihigashi disaster recovery

(4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 28 September 2015

(5) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 30 October, 2015, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 30 October, 2015, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 29 October, 2015

(6) Contact point for tender documentation : Junichi Sato Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 8 月 31 日

支出負担行為担当官

関東地方環境事務所総務課長　須藤　伸一

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　11

1　競争入札に付する事項

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　小笠原世界遺産センター（仮称）新築工事

(3) 工事場所　東京都小笠原村父島字西町30―１、30―２、47

(4) 工事内容

世界遺産センター（仮称）新築

鉄骨造　地上１階　延床面積846.50㎡

車庫・資材庫新築

鉄筋コンクリート造　地上１階　延床面積44.2㎡

なお、関連する電気設備工事、機械設備工事、展示工事についても本工事に含む。

(5) 工期　平成27年10月２日から平成28年３月31日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート約693㎥、鉄筋約59ｔ、鉄骨約76ｔ、板ガラス約57㎡、太陽光発電設備5.5㎾、高圧受電設備145KVA、非常用発電機100KVA、空冷ヒートポンプ形エアコン11台

(7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。（入札説明書参照）

(8) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子調達システム（政府電子調達システム（ＧＥＰＳ））により行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、入札説明書により申し出た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

(1) 競争参加者は次に掲げる(ｱ)又は(ｲ)の者とする。

(ｱ) 次の(2)から(14)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、環境省から共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。

構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

(ｲ) 次の(2)から(14)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の許可を受けた者であること。

(5) 平成27・28年度環境省競争参加資格において関東地域の「建築一式」に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地域の平成27・28年度環境省競争参加資格の再認定を受けていること。）

(6) 環境省から関東地域における「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、(5)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。

(7) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記(5)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(8) 次に掲げる施工実績があること。

① 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した官公庁発注工事で、離島又は沿岸地域において塩害対策を行った500㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築又は増築の施工実績があること。

② 平成17年度以降に、共同企業体の構成員として完成・引渡しが完了した官公庁発注工事で、離島又は沿岸地域において塩害対策を行った500㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築又は増築の施工実績があること。